

別 紙

答申第97号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書において非公開とした部分のうち、別表1に掲げる部分は公開すべきであるが、それ以外を非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成22年10月20日及び平成22年10月25日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容
 - ア 10月18日に青少年家庭課が公表した虐待の件に関し、県（児相を含む）が事情聴取した内容の分かるもの及びそれに関して、10月15日に開催された児童処遇部会に報告した内容（配布資料等）
 - イ 浜田児相において、平成22年10月上旬におこった施設内虐待に関して、児童に行った聞き取りの記録（メモも含む、電話録取）
- (3) この請求に対して、実施機関は、平成22年11月4日付けで次のような決定を行った。
 - ア 対象公文書
 - (2)アに関する公文書：施設における被措置児童虐待についての事情聴取内容（事情聴取・立入検査）及び被措置児童等虐待事例に関する報告（以下「事情聴取」・「立入検査」・「報告書」という。）
 - (2)イに関する公文書：児童面接記録（以下「面接記録」という。）
 - イ 決定内容、公開しない部分及びその理由
 - 「事情聴取」・「立入検査」・「報告書」：部分公開決定、別表2のとおり
 - 「面接記録」：非公開決定、条例第7条第2号及び第6号に該当
 - ・文書全体が個人に関する情報であって特定の個人が識別することができるため
 - ・児童相談所の相談援助活動に係る事務の適正な遂行に支障を生じるため
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の非公開決定及び部分公開決定を不服として「面接記録」について同年11月11日に、また、「事情聴取」・「立入検査」・「報告書」について平成22年11月18日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成22年12月10日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨

本件対象公文書の非公開決定の取り消し及び部分公開決定における公開部分の拡大を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア「面接記録」について

条例第8条第2項を適用し、ある部分を非公開にすれば残りの部分を公開しても個人が特定されない可能性があり、部分公開を厳密に行えば、条例第7条第2号には該当しない。

そもそも児童相談所の職員と児童との信頼関係は成り立っておらず、児童が本当のことを話すことができないケースも多々あると聞いており、そうであるならば、条例第7条第6号には該当しない。

請求した公文書は、施設内虐待が疑われる事象に対する聞き取りの記録であって、相談援助活動の記録であるところの「相談記録」ではない。面接記録以外にも対象公文書があるのではないかとの疑念を抱いている。

イ「事情聴取」・「立入検査」・「報告書」について

条例第7条第2号該当性について

別表2の非公開部分のうち、及びについては、被害児童個人が識別される可能性はなく、権利利益を害するおそれもない。また、施設長や加害職員等の個人が識別される可能性はあるが、その公表は施設改善と施設内虐待防止という公益性にかなうため、その比較衡量で条例第7条第2号ただし書イに該当する。

別表2の非公開部分のうち、及びについては、施設長や加害職員等の個人識別情報や母親の発言部分の公表は施設改善と施設内虐待防止という公益性にかなうため、その比較衡量で条例第7条第2号ただし書イに該当し、被害児童の個人識別情報を除いて公開すべきである。

条例第7条第3号該当性について

別表2の非公開部分のうち、及びについては、施設内虐待はあってはならない事象であり、公になっても施設の正当な利益は害されるとまではいえず、児童の生命・健康・生活を保護するために公開は必要であり、条例第7条第3号ただし書に該当する。

条例第7条第6号該当性について

別表2の非公開部分のうち及びについては、事実関係確認のために行う事情聴取は、厳格・公正かつ十分に行われなければならない、被措置児童の人権を守る観点から経過と内容を公開し、第三者の視点を担保する必要性・公益性は大きい。また、実施機関の主張する事務事業への支障に関するおそれや見込みはどの程度具体性があり、実質的なおそれや見込みであるのか。著しいおそれとまではいえない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び意見陳述による主張の要旨は次のとおりである。

ア「面接記録」について

児童に関する一連の相談援助活動について記録した「児童記録」の一部であり、その全体が個人に関する情報であって特定の個人が識別できるため、条例第7条第2号に該当する。

児童相談業務は、相談内容等を第三者に公表しないとの前提による信頼関係で成り立っており、公開により信頼関係が失われ、今後、相談自体を躊躇し、真実

の告白をためらうなどにより問題が潜在化するなど、相談援助活動に係る事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。

本件事案に関しての児童相談所の活動は、本庁からの指示により当該児童に対して面接調査を行い、その記録を本件「面接記録」にまとめた。したがって、本件「面接記録」以外に本件に関する公文書は存在しない。

イ 「事情聴取」・「立入検査」・「報告書」について

条例第7条第2号該当性について

別表2の非公開部分のうち、及びについては、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得、また、特定の個人が識別することができなくともその権利利益を侵害するおそれがある。また、ただし書のいずれにも該当しない。なお、施設名については、公表している施設の種別に属する施設の数少なく、当該児童相談所管内には1か所のみであること。さらに、職名は当該施設にしかなく、日付・曜日は新聞記事から個人が特定される可能性があることから非公開とした。

別表2の非公開部分のうち、及びについても、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得、また、特定の個人が識別することができなくともその権利利益を侵害するおそれがある。また、ただし書のいずれにも該当しない。なお、当該法人の規定に基づく加害職員に対する処遇の部分については、本人にとっては個人情報であるため非公開とした。

条例第7条第3号該当性について

別表2の非公開部分のうち、及びについては、法人の事業活動その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開とした。なお、当該法人の規定に基づく加害職員に対する処遇の部分については、当該法人の内部規定に基づく処分であり、公開することは事業活動への過大な関与となる。

条例第7条第6号該当性について

別表2の非公開部分のうち及びについては、公開されると今後の同種の事情聴取において、関係者が真実を述べることができなくなる、又は事情聴取を拒むおそれがある。また、関係者への事情聴取による正確かつ詳細な事実の把握を困難にすることが見込まれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書

本件対象公文書は、平成22年10月に社会的養護関係施設で起こった被措置児童虐待事案に関して施設を管轄する児童相談所において被害児童に対して行った面接の記録(「面接記録」)そして、本庁での当該施設からの事情聴取(「事情聴取」)及び当該施設での加害職員や関係職員から聞き取りの記録(「立入検査」)さらに、これらの文書から県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会(以下「部会」という。)へ報告するために様式に基づきまとめられた被措置児童等虐待事例に関する報告(「報告書」)である。

(3) 「面接記録」について

ア 公文書の特定について

異議申立人は、被害児童のみならず、虐待を目撃していた児童や被害児童と生活を共にしていた児童達からの事件の背景を含めての「聞き取り記録」を請求したのであって、「面接記録」以外にも公文書が存在するのではないかと主張している。

児童虐待通告があった場合に児童相談所は、本庁からの指示により当該児童の安全確認のために当該児童から事件に関する聞き取りを行い、その聞き取りの記録を入所前の相談等も含めた一連の相談援助活動の記録の一部として管理していることが認められる。

また、聞き取りを行う場所は、当該児童相談所で専門職員が行っており、当該施設に出向いていく方法ではないため、当該児童以外の児童からの聞き取りを行っていないことも認められる。

したがって、本件児童虐待通告に関して児童相談所が管理する公文書は、本件に関して当該児童から聞き取りを行った「面接記録」しかないと認められる。

イ 基本的考え方

本件「面接記録」は、本庁から児童虐待に関する通告があった場合にその指示により当該児童から事件に関する聞き取りを行ったものであり、本庁はこの記録や施設職員からの聞き取りをもとに部会への「報告書」を作成している。

したがって、本件「面接記録」の情報は、児童相談所において通常行われている相談業務による児童面接記録とはその性質が異なり、本件児童虐待事案に特化したものであるとともに今後の児童虐待への対策や防止策等を検討・構築していくための基礎となる重要な情報である。そして、その重要な情報が適切な措置や対策等に繋がったのかどうかなどを県民としては確認する必要があることから、個人のプライバシーに関する機微な情報が含まれるものの、当審査会としては、原則公開の基本理念に基づき可能な限り公開すべきとの観点から検討した。

ウ 条例第7条第2号について

本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものである。

また、個人のプライバシーの概念は抽象的でありその具体的な内容や保護すべき範囲が明確でなく、規定することは困難性が伴うことから、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され若しくは識別され得る情報は非公開とすること、また、個人識別性がない場合でもなお個人の正当な利益を害するおそれのある情報については、公開できないものであることを定めたものである。

エ 条例第7条第2号該当性について

本件「面接記録」には、児童や施設等職員の職名・氏名及び被害児童の家庭環境

等が判明する周辺情報が認められ、これらの情報は特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報である。

また、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報を除いた残りの部分は、被害児童から聞き取った内容及び児童相談所職員の所感並びに面接年月日、曜日及び児童相談所名が記載されている。

被害児童から聞き取った内容及び児童相談所職員の所感には被害児童の言葉を忠実に記載したものや個人の感情を表現したものが詳細かつ具体的に記載されているとともに、被害児童の人格に係るものが見られる。

これらの情報は他人に知られたくない機微な情報であって、本人の人格に密接にかかわる情報であり、被害児童を識別することができないとしても、当該児童の権利利益を侵害するおそれのある情報である。

また、面接年月日、曜日及び児童相談所名は、被害児童にとっては再び精神的苦痛に襲われるおそれや興味本位から被害児童等が詮索されるおそれがあり、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報に該当する。

さらに、当該部分は、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ただし、文書名及び項目名並びに状況説明など客観的な事実にわたる部分及び他の公文書で既に公開されている部分（被害児童から聞き取った内容に含まれる部分は除く。）は個人が特定されることはなく、また、個人の権利利益を侵害するおそれはないので公開すべきである。

なお、本件事案における加害職員の不適切な発言が記載されているが、この発言内容は今後の児童虐待を防止する方策を考える上でもっとも重要かつ県民が知るべき核心的な情報であり、「報告書」にあるような「不適切な言動」というだけの抽象的な表現ではなく、実際の発言内容をそのまま事実として県民に明らかにする必要があると考える。これを公開することにより加害職員の権利利益を侵害するおそれは考えられるが、児童虐待防止の観点からはそのおそれを上回る利益があると考えられることから条例第7条第2号ただし書イに該当すると判断する。

オ 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

また、本号に規定する「適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる」とは、公開のもたらす支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度のものをいう。なお、「著しい支障」とあるように、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求されるものである。

カ 条例第7条第6号該当性について

(3) エで検討した条例第7条第2号に該当すると判断した情報を除いた残りの部分の本号該当性について検討する。

実施機関は、児童相談業務は、その相談内容等を第三者に公表しないとの前提に立っており、公開によりその信頼関係が失われ、今後の相談援助活動に支障が生ず

ると主張する。また、相談自体はそもそも秘密として守られるべきもので部分的な公開にはなじまないとも主張する。

本件「面接記録」は、基本的考え方で述べたとおり児童相談所において通常行われている相談ではなく、本件児童虐待事案に対応して特別に行われたものである。

したがって、これまでの当審査会答申で示している「児童生徒に係る学校事故報告書」等と同様にその原因や対策となる情報はできる限り公開するという考え方からすれば、業務の性格からすべてを非公開にするとの実施機関の主張は条例の基本理念に照らし受け入れ難いものである。

また、条例第7条第2号に該当すると判断した情報を除いた残りの部分は、文書名及び項目並びに状況説明など客観的な事実にわたる部分及び他の公文書ですでに公開されている部分（被害児童から聞き取った内容に含まれる部分は除く。）であり、これらについて公開しても実施機関が主張するような相談援助活動の適正な遂行への著しい支障が生ずるおそれがあるとはいえない。

なお、異議申立人は意見書の中で児童相談所と児童との信頼関係はそもそもないため条例第7条第6号には該当しないと主張している。しかし、本号の趣旨は、公開することにより、例えば、それ以降における情報収集や相手方の理解・協力等を得ることが困難になるような場合であり、もともとある信頼関係の有無を問題にしているのではない。

(4)「事情聴取」・「立入検査」・「報告書」について

ア 条例第7条第2号該当性について

実施機関が本号に該当するとした別表2の非公開部分のうち、及びについて、異議申立人は被害児童が特定される可能性はなく、権利利益が侵害されるおそれもない。また、施設名・児童相談所名及び施設長・児童相談所長・加害職員等の個人識別情報は施設内虐待防止という公益性との比較衡量からただし書イにより公開すべきと主張している。

まず、本号本文該当性について検討する。

これらの情報は、関係者にとっては被害児童や加害職員等の個人が識別され得る情報といえるが、一般人にとっては特定できない情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報ではない。しかし、被害児童にとっては再び精神的苦痛に襲われるおそれや興味本位から被害児童等が詮索されるおそれ、さらに加害職員にとっては個人的評価の低下などの個人の権利利益を侵害するおそれがある情報に該当する。

次に、ただし書イの該当性について検討する。

このただし書イにおいて求められる個人の権利利益の侵害を超えてまで公開する必要がある公益性については、例えば、医薬品副作用や感染症症例などのように人の生命・身体に相当程度の具体性や直接性のある影響・作用等が求められるものと考えられる。

異議申立人が主張する当該事件の加害職員を含む施設の関係職員の個人情報を公開することによって施設内虐待の防止に資するという理由は、相当程度の具体性・直接性までは認められない。また、虐待防止のためには、その原因や措置及び対策を明らかにして防止策を講じることが重要であり、その点、今後の虐待防止や施設改善の方策については他の公文書において既に公開されている。したがって、個人の権利利益を犠牲にしてまで得られる利益の方が大きいとはいえないことからただ

し書イには該当しない。

次に別表2の非公開部分のうち、及び に記載してある施設長・加害職員等の個人識別情報や母親の発言について、異議申立人は、ただし書イにより公開すべきと主張している。

これらの部分には施設長及び加害職員等の職名・氏名及び母親の発言がそのまま記載されていることが認められることから、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、あるいは、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報である。これらの個人識別情報の公開については、前記の判断と同様、当該事件についての原因究明と適切な措置をとることの方が重要であり、個人の権利利益を犠牲にしてまで得られる利益は大きいとはいえないことからただし書イには該当しない。

なお、本件事案における加害職員の不適切な発言が記載されているが、この発言内容は今後の児童虐待を防止する方策を考える上でもっとも重要かつ県民が知るべき核心的な情報であり、「報告書」にあるような「不適切な言動」というだけの抽象的な表現ではなく、実際の発言内容をそのまま事実として県民に明らかにする必要があると考える。これを公開することにより加害職員の権利利益を侵害するおそれは考えられるが、児童虐待防止の観点からはそのおそれを上回る利益があると考えられることから条例第7条第2号ただし書イに該当すると判断する。

また、「立入調査」と「報告書」には加害職員に対する処分に関する記載があり、実施機関は個人情報に該当すると主張する。確かに、職務に関して処分を受けることは、個人にとっては不名誉なことであり、その内容を公開することは個人の権利利益を侵害することとなる。しかし、加害職員が特定される情報は公開されておらず、処分内容を公開しても条例第7条第2号には該当しない。

イ 条例第7条第3号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行うものの権利、事業活動その他正当な利益を害するような情報は非公開とすることを定めたものである。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に対しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利の侵害、競争上の不利益を与えたとはいわなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

ウ 条例第7条第3号該当性について

実施機関は意見陳述において、本号に該当するとして非公開とした部分は、「立入調査」と「報告書」における加害職員に対する処分と「事情聴取」における本件に関連した法人からの相談等の部分であるとしている。

このうち、加害職員に対する処分については、法人の内部規定に基づいた処分であり、公表されたものではないが、所属職員の非違行為に対する法人の姿勢を明らかにすることはなんら法人の事業活動の支障となるものではなく、むしろ法人の透明性を高める結果を生み、社会的信用や評価の向上にもつながるものとする。

また、本件に関連した法人からの相談等の記述内容の一部は、個別具体的に詳細に記述されたものではなく、状況説明的なものに過ぎないものと認められる。

したがって、いずれの情報も当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは考えられず、条例第7条第3号に該当しない。

エ 第7条第6号該当性について

(4) アで検討した条例第7条第2号に該当する情報及び被害児童等の個人識別情報を除いた残りの部分の本号該当性について検討する。

条例第7条第2号に該当する情報を除いた残りの部分について、実施機関は、公開により今後の同種の事情聴取において、真実を述べることができなくなったり、聴取自体を拒むおそれがあり、また、正確かつ詳細な事実の把握を困難にすることが見込まれるなど、今後の事務事業に支障が生ずると主張する。

一方、異議申立人は、人権擁護の観点から関係者だけの密室での処理を防ぎ、第三者の視点を担保する必要性・公益性は大きく、また、公開による著しい支障のおそれはないと主張する。

本号の「適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれ」とは、公開による支障だけではなく、公開の必要性など種々の利益について比較衡量したうえで、公開することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない実質的なものでなければならない。

「事情聴取」「立入調査」の内容は、事件発生直後の混乱状態の中、当事者の不安定な心理状態や気持ちの整理がついていない状態での聴取内容をそのまま記録したものであり、その後開催された部会での報告のようにその内容を要旨としてまとめたり、双方の言分を検証した上でのものではない。

したがって、このような不確定な内容の情報がそのまま公開されると今後の同じような状況において事情聴取を受ける者が警戒心を持ち、身構えることが想定される。また、このことによって、正確な状況把握のための情報が入手できなくなり、適切な問題解決のための手掛かりを十分得ることができなくなるおそれもある。さらに、事件後に講じるべき措置や今後の同種事件の防止策を検討する際の影響も考えられ、当該事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあり条例第7条第6号に該当する。

ただし、文書名及び項目名並びに状況説明など客観的な事実にわたる部分及び他の公文書ですでに公開されている部分は、事務事業に著しい支障が生ずるおそれはないので公開すべきである。

また、(4)ウで条例第7条第3号に該当しないと判断した本件に関連した法人からの相談等の記述内容の一部は、状況説明など客観的な事実にわたる部分であり公開すべきである。

なお、異議申立人の主張する第三者からの視点の担保の必要性については、平成17年度から始まった福祉サービス第三者評価制度により各施設では評価・検証が行われており、当該施設も本件事案の発生時期に認証評価機関によって評価を受け、虐待発生的事实も含めてその評価結果を公表していることから児童福祉分野においてはその努力はなされているものとする。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

行数：上からの数、表題・項目名を含む。字数：句読点・記号を含む。()はそれぞれ1文字

公文書名	公開すべき部分		
	行	文字	類型
面接記録	1行目	1字目～6字目、7字目～9字目	A
	2行目	1字目～6字目、17字目～21字目、24字目～31字目	B
	3行目	1字目～24字目	B
	4行目	全部	A
	5行目	25字目～39字目	B
	6行目	1字目～14字目、22字目～27字目	B
	7行目	15字目～29字目	B
	8行目	全部	A
	9行目	1字目～34字目	B
	10行目	5字目～29字目、38字～41字目	B
	11行目	全部	B
	12行目	全部	A
	16行目	22字目～40字目	D
	18行目	全部	A
	31行目	全部	A
	32行目	7字目～39字目	B
	33行目	全部	B
	37行目	1字目～27字目	C
	39行目	24字目～40字目	C
	40行目	全部	C
事情聴取	8行目	全部	B
	9行目	2字目～4字目、11字目～23字目、33字目～37字目	B
	10行目	3字目～5字目	B
	11行目	12字目～29字目	B
	12行目	11字目～30字目	B
	13行目	2字目～21字目	B
	15行目	8字目～11字目、18字目、22字目～31字目	B
	21行目	5字目～8字目	B
	27行目	1字目～4字目	B
	32行目	全部	B
33行目	全部	B	
事情聴取 添付文書	1行目	全部	A
	2行目	全部	A
	3行目	1字目～8字目、11字目～16字目	A・B
	4～9行目	全部	A・B・C
	10行目	1字目～2字目、5字目～20字目	C
	11行目	24字目～29字目	B
	12行目	22字目～24字目	C
	16行目	23字目～44字目	D
	17行目	5字目～14字目、35字目～45字目	B・C

公文書名	公開すべき部分		
	行	文字	類型
事情聴取 添付文書	18行目	1字目～21字目、28字目～40字目	C
	19行目	全部	B
	20行目 ～最終行	項目名及び欄外記載事項	A
立入検査 (1枚目)	9行目	2字目～3字目、7字目～10字目、18字目～26字目	C
	10行目	2字目～6字目	C
	14行目	22字目～41字目	D
	19行目	2字目～8字目	C
	23行目	2字目～3字目	C
	24行目	2字目～3字目、10字目～20字目	B・C
	32行目	2字目～3字目	C
立入検査 (2枚目)	2行目	2字目～3字目、6字目～10字目	C
	16行目	2字目～13字目	C
	18行目	6字目～31字目	D
	29行目	25字目～28字目	B
	35行目	6字目～9字目	B
報告書	3 虐待の種別、 内容及び発生原因	【内容】中の()内 【発生原因】中の2行目の8字～13字	D B
	7 施設等が採った措置等	【措置の概要】[今後の予定]中の 2行目の7字～16字、22字～25字	B・C

公開すべき理由の類型

- A：文書名・項目名
- B：客観的事実
- C：既公開部分
- D：不適切発言

別表2

公文書	非公開部分	非公開理由
事情聴取	施設名、職名、日付、曜日、児童相談所名 事情聴取の内容の一部 施設の情報	2号 2号・6号 2号・3号
立入検査	施設名、場所、対応者、日付、曜日 事情聴取の内容の一部	2号 2号・3号・6号
報告書	「1施設について」～「6県が行った措置」 の内容の一部 「7施設等がとった措置等」の内容の一部	2号 2号・3号

(諮問第 1 1 1 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 4 年 1 月 2 0 日	実施機関から理由説明書を受理
平成 2 4 年 2 月 1 5 日	異議申立人から意見書を受理 (面接記録)
平成 2 4 年 2 月 2 0 日	異議申立人から意見書を受理 (事情聴取・立入検査・報告書)
平成 2 4 年 2 月 2 3 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 2 4 年 4 月 1 2 日 (審査会第 2 回目)	審議
平成 2 4 年 5 月 2 4 日 (審査会第 3 回目)	異議申立人から意見聴取
平成 2 4 年 6 月 1 4 日 (審査会第 4 回目)	実施機関から意見聴取
平成 2 4 年 7 月 1 2 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 2 4 年 8 月 2 日 (審査会第 6 回目)	審議
平成 2 4 年 9 月 6 日 (審査会第 7 回目)	審議
平成 2 4 年 1 0 月 2 5 日 (審査会第 8 回目)	審議
平成 2 4 年 1 1 月 1 5 日 (審査会第 9 回目)	審議
平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日 (審査会第 1 0 回目)	審議
平成 2 5 年 1 月 2 9 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
丸山 創	弁護士	
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	H24.10.2 まで
横地 正枝	行政書士	H24.10.3 から